

三人第135号の2
令和5年1月18日

三田市職員労働組合
執行委員長 池 本 能 身 様

三田市長 森 哲 男



職員の福利厚生・勤務条件に関する要求書に対する回答について

令和5年1月10日付三市職労第96号による標記の件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 職場実態・生活実態を無視した「行財政構造改革」の一方向的押し付けを行わないこと。

【回答】

行財政構造改革に掲げる取組みを進める中で、勤務労働条件に関する内容については、労使協議を行うことを基本とし一方向的には実施しない。

- 2 勤務労働条件に関わる事項については一方向的に行うことなく誠意ある労使協議を行うこと。

【回答】

勤務労働条件に関する内容については、労使協議を基本とし、適切に対応する。

- 3 心の健康管理において、ケアやフォローをする体制等の充実を図ること。また、引き続き①過重労働、メンタルヘルス対策の強化、②職場の安全衛生管理体制の強化等についても充実を図ること。

【回答】

心の健康管理については、従来から労働安全衛生委員会の意見を基本としながら、メンタルヘルス研修の実施やこころの健康相談日の拡大、ストレスチェックの実施など、職場のメンタルヘルス対策の強化に取り組んでいる。また、過重労働対策については、職員の健康管理及びワークライフバランスの推進の観点から長時間労働の

是正及び時間外勤務の縮減に取り組むとともに、時差出勤、振替休暇、在宅勤務を効果的に運用し、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を選択できる職場環境を目指し、引き続き取り組んでいく。あわせて、特に課題のある職場については個別に対策を講じていく。

職場の安全衛生管理体制については、良好な職場環境の確保・改善の観点から協議が必要な事項については各労働安全衛生委員会において積極的に取り組んでいく。

- 4 別紙、職場要求について、現状の問題として認識し2023年度からの改善に向けて問題解決を図ること。

【回答】

各職場における職場実態については、各所属長からの意見等を踏まえながら、特に課題のある職場については、個別に協議し問題解決を図っていく。

- 5 権限委譲、法・制度改正等に伴うものを始め、新規事業については早急にあきらかにし、業務量に見合った適切な人員配置を行うこと。

【回答】

権限移譲等に伴う新規事業については、その内容が明らかになった時点で公表可能な範囲で情報提供を行うとともに、人員配置については、全体的且つ計画的な観点から検討を行い適切に対応していく。